

幹事會議事録

十類
一冊
架
函

国立公文書館
分類
排架番号
2 A
36
297

三

76

臨時産業調査會幹事會議事録

開會年月日	回数	曜	會場
九、三、一三	第一回	土	首相官邸
〃 〃 一九	第二回	金	〃
〃 〃 二六	第三回	金	〃
〃 〃 三一	第四回	水	〃
〃 〃 五、一九	第五回		〃
〃 〃 六、二四	第六回	朝	〃
〃 〃 七、七	第七回	月	〃
〃 〃 一四	八回	月	〃
一〇、六、二五	九回	金	〃

一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一

臨時産業調査會
毎週金曜午後二時ヨリ首相官邸ニ開會

一、労働組合法ノ特別委員ハ追テ之ヲ定ムルコト

臨時産業調査會



労働組合法要綱

勞働組合法要綱

第一條

組合員ノ勞働條件ノ維持改善其ノ他業務上ノ

利益ノ保護増進ヲ圖リ其ノ相互協助ヲ爲スヲ目的ト

シテ組合ヲ組織セムトスルモノハ本法ノ規定ニ依ル

ヘシ

第二條

同種又ハ密接ノ關係アル職業ニ於ケル勞働者

ハ勞働組合ヲ設立スルコトヲ得

第三條

勞働組合ハ法人トス

労働組合ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 労働組合ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り

行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

労働組合ノ區域ハ道府縣ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特

別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 労働組合ノ定款ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同

意アルトキニ限り之ヲ變更スルコトヲ得但シ定款ニ

別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

定款ノ變更ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其

ノ效力ヲ生セス

第六條 労働組合ニハ左ノ役員ヲ置ク

一 組合長 一名

一 副組合長 若干名

一 評議員 若干名

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第七條 役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任スヘシ但シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第八條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ統轄ス副組合長ハ組合長ヲ輔ケ組合ノ事務ヲ分掌シ組合長

事故アルトキハ之ヲ代理ス評議員ハ組合長ノ諮問ニ應シ及業務ノ執行並財産ノ狀況ヲ監査ス

第九條 組合長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ少クトモ毎年一回通常總會ヲ招集スルコトヲ要ス

組合長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

組合員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項及其
ノ招集ノ理由ヲ示シ臨時總會ノ招集ヲ請求シタルト
キハ組合長ハ之ヲ招集スルコトヲ要ス但シ此ノ定數
ハ定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ組合長正當ノ事由ナクシテ一週間
内ニ總會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ請求者ハ行政
官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第十條 左ニ掲クル事項ハ總會ノ決議ヲ經ヘシ

一 經費ノ收支豫算

二 經費ノ分賦收入方法

三 豫算ヲ以テ定メタルモノヲ除クノ外新ニ義務ヲ負

ヒ又ハ權利ヲ失フヘキ行爲

四 共濟其ノ他ノ基金ノ積立、管理及處分

五 事業報告及收支決算ノ承認

六 役員ノ選任又ハ解任

七 雇傭條件ノ維持又ハ變更

八 定款ノ變更

九 聯合會ヲ設立シ又ハ之ニ加入シ若ハ之ヨリ脱退ス

ルコト

十 解散又ハ分合

前項ノ決議ヲ爲スヘキ總會ニ於テハ第九號及第十號

ヲ除クノ外組合員ノ半数以上出席スルニ非サレハ會

議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一事項ニ付招集シタル第

二回以後ノ總會ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ會議ノ議事ハ出席者ノ議決權ノ過半数ヲ以テ

之ヲ決ス

第一項第九號及第十號ノ決議ヲ爲スニハ組合員ノ三

分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十一條 總會ニ於ケル各組合員ノ表決權ハ平等トス
定款ニ別段ノ定アル外總會ニ出席セサル組合員ハ書
面ヲ以テ表決ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ
組合員ハ之ヲ出席者ト看做ス

第十二條 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定款ヲ以テ總
會ニ代ルヘキ總代會ヲ設クルコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ總代會ニ之ヲ準用ス但シ總代會

ニ於テハ解散及分合ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 民法第五十一條及第八十四條第二號ノ規定
ハ勞働組合ニ之ヲ準用ス

第十四條 行政官廳ハ勞働組合ニ對シ業務ニ關スル報
告ヲ爲サシメ業務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ其
ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ及處分ヲ爲スコトヲ

得

第十五條 労働組合ノ決議ニシテ法令ニ違背シタルト
キハ行政官廳ハ其ノ取消又ハ組合ノ解散ヲ命スルコ
トヲ得

第十六條 同一区域内ニ於ケル同種又ハ密接ノ關係ア
ル職業ニ於ケル労働組合ハ合併スルコトヲ得

合併ニ因リテ解散シタル組合ノ權利義務ハ合併後存
続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合之ヲ承

継ス

第十七條 労働組合ハ分割スルコトヲ得

労働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割
ニ因リテ成立シタル組合其ノ權利義務ヲ承継ス

第十八條 労働組合解散シタルトキハ前二條ノ場合ヲ
除クノ外清算ヲ爲スヘシ

民法第七十三條乃至第八十三條ノ規定ハ労働組合ノ

清算ニ之ヲ準用ス

第十九條 労働組合ハ協同シテ其ノ目的ヲ達スル爲メ労働組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

労働組合聯合會ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 労働組合ニ關スル規定ハ第十一條第一項ヲ除クノ外労働組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第二十一條 労働組合ノ役員ノ行爲ニシテ法令若ハ定款ニ違背シ又ハ公益ヲ害シタルトキハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ其ノ役員ノ解職ヲ命スルコトヲ得

第二十二條 労働組合ノ役員其ノ他事務ニ從事スル者正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ職務ノ執行ヲ拒之

ヲ妨ケ若ハ之ヲ忌避シタルトキ又ハ職務ノ執行ノ爲
ニスル訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲
シタルトキハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 労働組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收
受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ
懲役ニ處ス

前項ニ掲ケル者ニ對シ賄賂ヲ交付提供又ハ約束シタ

ル者亦同シ

第一項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ没收ス若其ノ
全部又ハ一部ヲ没收スルコト能ハサルトキハ其ノ價
額ヲ追徴ス

第二十四條 第一條ノ規定ニ違反シテ組合ヲ組織シ又
ハ之ニ加入シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 本法ノ規定ハ使用者ニ之ヲ準用ス

附則

本去ハ三三
下
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

労働組合法制定ノ理由

我國ニ於ケル労働運動ハ極々最近ノ事ニ屬シ所謂労働組合ナルモノノ發達モ甚々顯著ナラス從テ法規ヲ以テ之等組合ヲ律スルノ必要モ亦切實ナラザルニ似タリ然レトモ労働運動ハ今々世界的風潮ニシテ列國戰後ノ重要ナル國政問題ノ一タルヲ失ハス其ノ勢ノ赴ク所動モスレハ放縱ニ走り極端ニ流レ易ク延イテハ一國産業ノ發達ヲ阻害スルコト大ナルモノアリ而モ海外ニ於ケ

此労働運動ノ一波一瀾ハ直ニ我國ニモ波及セスハ止
マズ我カ最近ノ此ノ種運動ノ時ニ悪化ノ傾向ヲ帶フル
又故ナキニ非サルナリ労働運動ノ悪化ハ往々ニシテ産
業組織ノ根柢ヲ破壊シ國民思想ノ紊乱ヲ未シ其ノ影響
ノ及フ所測リ知ルヘカヲ入是レ政策上組合法ヲ制定シ
テ労働運動ニ其ノ針路ヲ指示スルヲ以テ我國刻下ノ急
務ナリトスル所以ナリ

中田總令の欠席者二通知状

大正九年三月十三日

臨時産業調査會幹事

鎌田 臨時産業調査會 幹事
中田 臨時産業調査會 幹事

本日首相官邸ニ於ケル總會概況左ノ通
ニ有之候

- 一 午前十一時開議
- 一 原總理大臣挨拶
- 一 別紙議事規則決定

一 本會ニ附議セラルルハキ勞働組合法
ハ幹事會ニ於テ審理結了次第直ニ
特別委員ニ附託スルコト
一 特別委員ハ會長指名追テ通知ノ
ト
一 午前十一時五十分會議終了
以上

三月十九日（金曜）晴

午後二時ヨリ首相官邸ニ於テ幹事會ヲ開ク
各幹事出席先ツ勞働組合法ノ審議ノ順
序ニ就キ研究シ第一ニ勞働組合法ヲ審
議シ之ニ依リ生スル法規ノ改廢ヲ為スモノト
了解シテ進行スルコトナリ
次ニ四條幹事ヨリ農商務省ノ提案ニ成ル
勞働組合法要綱ニ付大體ノ説明ヲ為ス
夫レヨリ別府幹事ヨリ鐵道ニ関スル勞働者
ノ狀況ヲ報告ス依テ勞働組合ノ根本ニ付
審議シ右幹事ノ間ニ質問應答アリ次回迄
ニ十分研究ノ上次回ニ於テ決定シ又次回
内務省ノ提案モアルコトト為リ午後四時

臨時產業調査會

四十分散會ス

[Blank space for content of the meeting report]

臨時農業講習會

三月二十六日（金曜日）

雨

午後二時ヨリ同三十分マテ首相官邸ニ幹事會ヲ開ク

幹事全部出席審議事項左ノ如シ

當日ノ座長豊島幹事ハ今コ、ニ内務省ヨリノ提案アリマタ松村幹事ノ意見ノ提出セラル、アリ此等ヲ参照シツ、兼ニ提出セラレタル農商務省案ニ就キ審議スヘント宣シ次イテ川村幹事ハ内務省案ノ大体ヲ説明セントテ次ノ如ク述ヘタリ「今日ノ我が國ノ狀態ヨリスレハ労働組合ヲ組織スルコトハ法律ニヨツテ禁止スヘキモノニアラス從ツテ組合ヲ組織スルコトハ自由タルヘシ事實各種ノ組合ハ現存セリ然シ現在ノマ、ニ放置シテ可ナリヤ

第一ハ國際労働ノ立場ヨリスルモ我が國ハ此ノ後委員ヲ送ラサルヘカラス而シテ^{此ノ委員ヲ送ラサルヘカラス}備ヘタル組合ヲ必要トスヘシ委員ノ選擇ニ關シテモ前同ノ如キ無秩序ニ行ハシムル能ハスコレ法律ニヨル組合ノ成

立ヲ要望スル所以也

第二ハ各種ノ組合現存スルモ何等法律ノ據ルヘキナク從ツテ之ヲ取締リ又ハ監督シ指導スヘキ道ナキハ不便ナリ今ヤ組合ニ關スル法律ヲ作ツテ貫ヒタシトノ聲ハ勞、資各ノ側ヨリ盛ンニ聞クトコロナレトモ彼等ハ各自己ニ便利ナル法律ノ出現ヲ待ツモノ、如シ然ラハ之ニ對シ如何ナル法律ヲ作ルヘキカ

資本家側ノ望ムカ如ク取締ヲ主トスル方針ニ出ツヘキカハタ勞働者側ノ言フカ如ク自由ナル方針ニ出ツヘキカ

シカシコノ問題ハ唯々我カ國現今ノ産業狀態ニ鑑ミ最モ適當ト思ハル、方針ヲ採用スル外ハナカルヘシ

要スルニ勞働組合ハ認ムルヲ可トスヘク其ノ範圍及種類ハ實際ニ於テ勞資協調ノ立場ヨリスルヲ可トスヘシコノ意味ニ於テ大体一企業單位ノ組合ヲ作り資本家ニ對シ團體的ニ其ノ意見ヲ發表セシ

メサルヘカラス

サレハ農商務省案ノ如ク一概ニ斯カル種類ノ組合ナラテハ認可セシムルハ不可ナリ事業ノ種類産業ノ狀態其ノ地方ノ事情ニ應シテ組合ハ成立シ得ヘク同職業同企業ノ組合ノミヲ認可シテ其ノ他ヲ禁止スルカ如キハ片手落ナラムシカシ世界ノ勞働事情ヨリ見レハ概シテ職業別組合ハ發達シユクモノニ似タリ外國ノ法律ヲ見ルモ佛蘭西ヲ除キテハ職業別タラサルヘカラストナスモノハ無シ故ニ法律上一定ノ型ニ入レントスルハ贊成シ難シ

前述ノ如ク我カ國ニ於テハ既ニ各種ノ組合アリ然ルニ此等ノ存在ヲ認メスシテ一定ノ型以外ナリトテ之ヲ解散シ若クハ禁止セシトスルハ勞働運動ヲ善傳スルニ非スシテ寧ロ之ヲ惡化セシムルモノナリ

由來勞働運動ハ單ナル勞働者ノ運動ニアラスシテ人類向上ノ根本

運動ナリサレハ之ハミタリニ禁止スヘキモノニアラス即チ自然ノ
 カニヨツテ行フハ可ナレトモ法律ニヨツテ禁止スルハ不可ナリ
 是ノ故ニ内務省案ハ種類ノ如何ヲ問ハス之ヲ認め同時ニ區域ノ問
 題ニ就イテモ實際ニ適セサル農商務省案ニ反對セントス換言スレ
 ハ組合ヲ職業別ト限定シ區域ヲ府縣ト制限スル必要ナカルヘシト
 言フニアリ又組合ノ成立ハ單ニ地方長官ヘノ届出ニヨルヘキモノ
 ニシテ認可スヘキ性質ノモノニアラス唯タ組合ノ定款等ハ場合ニ
 ヨリ變更セシムルコトアリトセハ足ルヘシ勿論一般公安ヲ害スル
 カ如キコトアラハソハ治安警察法ニヨルヘキモノニシテ組合法ニ
 ヨルノ要ナカルヘシ然レトモ組合ノ經濟ニ關シテハ一定ノ張簿ヲ
 備ヘシメ以テ充分ナル監督ヲ必要トスヘシ
 右ニ對シ各幹事ハ各種ノ質問ヲ發シ川村幹事ノ應答アリ
 次イテ添田幹事ハ農商務省案ニ對シ「組合ハ同種又ハ密接ノ關係

アルモノヲ認め其ノ他ハ之ヲ禁止シ若クハ解散スルトイフ然ルニ
 組合ノ聯合ノ條ニ於テハ同種異種ノ聯合ヲモ認メントスルカレト
 質問ス

四條幹事ハ「然リ聯合會ニ於テハ同種異種ノ聯合ヲ認ムト答フ
 添田幹事ハ「第一、第二ノ言明ト聯合ノ場合ト步調合ハサルニア
 ラスヤ」ト問ヘハ

四條幹事ハ「組合ノユニツトハ利害ノ同一ナルヲ必要トスサレハ
 異種ト雖モ利害ノ密接ナル場合ニハ聯合シ得トスルモ敢テ矛盾ニ
 ハアラス」ト答フ

川村幹事ハ「利害ノ密接ナルコトハ何人カ認ムルヤ」
 四條幹事ハ「ソハ官廳ノ認可權ニ屬スヘシ而シテ此ノ案ニ依レハ
 本法ニヨツテ公認セラレタル組合ノ外ハ其ハ存在ヲ認めサルモノ
 ニシテソレ等ハ所謂非公認ノ組合トナル」

川村幹事ハ「然ラハ其ノ非公認ノ組合ハ如何ニ監督シユクヤマタ組合保護セントセハ組合員ノ行動ニ注意スル要ナルヘシソノ點ハ如何」

四條幹事ハ「政府ハソコマテ世話シユク必要ハアルマシ」

添田幹事ハ「要スルニ内務省案ハ取締或ハ監督ノ立場ヨリ立法セ

ントシ農商務省案ハ幾多理想的標準ヲ樹テントスルモノナルヘシ」

別府幹事ハ「組合區域ノ廣狹ハ何等危険思想ト關係セサルニアラ

スヤ」ト質問スレハ

四條幹事ハ「否、然ラハ廣ク認ムル時ハ政治的色彩ヲ帶ヒ來リテ

危険思想ヲ隨伴スルモノナリ」ト答フコノ間各幹事ノ質問アリ次

イテ座長

豊島幹事ハ「兩省ノ提案ニ就キ何か協調スヘキ餘地ナキヤ」ト言フ

山内幹事「法制審議會ノ方法ノ如ク問題ノ要項ヲ掲ケ案ヲ具シテ

特別委員會ニ提出シテハ如何」

添田幹事「ソレモ一案ナレト幹事會ニ於ケル審議事項ヲ假リニ原

案トシテ出スカ幹事會案トシテ出スカ孰レカニシタシ」衆議決セ

ス

下條幹事ヨリ「次回ハ副會長二名ノ臨席ヲ乞ヒテ更ニ幹事會ノ意

見ヲ聽取シ貰フコトハシテハ如何」ト提議シ一同之ニ贊シ略ホ散

會ニ至ラントセシカ松村幹事ノ遅レテ來會スルアリ先ニ提出セル

私案ニ就キ大要左ノ如ク説明セリ

「予ハ労働組合法ノミヲ制定セントスルニ満足セス元來トレエイ

ド、ユニオンヲ認ムル以上必スヤストライキノ起ルコトヲ豫想セ

サルヘカラスサレハ労働組合ヲ公認セントセハ此ノ問題ト離シテ

考慮スル能ハサルナリコノ理由ニヨリ予ハ治安警察法ノ撤廢及ヒ

労働爭議法ノ制定如何ヲ決シタル後労働組合法ノ審議ヲ進メント

ハ心ヨリ私案ヲ提出シタル次第ナリ
労働者側、資本家側ノ組合ノミニアラス既ニ存在セル難然タル組
合ヲモ包容シテ引キ續キ存續セシムル考也

此等ノ組合ヲ認ムルトイフコトハ労働爭議ヲ未發ニ防キ其ノ意見
ヲ徴スルヲ得シム規定ソノモノヲ以テ何カ働キノアルコトヲ考フ
ルトイフ意味ヨリ協調ヲ行ツテユクスセハ各組合員ハ其ノ組合キ
ニ加入セル利益ヲ感スルニ至ルヘシ

然シ規定ヲ作りタレハトテ全部即時ニ施行スル必要ナク或ルモノ
ハ施行期日ヲ示シ置キ大体ニ於ケル政府ノ態度ヲ一般ニ會得セシ
ムル必要アリ而シテ労働組合ハ産業トイフ立場ニ基キ勞資ヲ打ツ
テ一團トスル要アルヘシ此ノ意味ニ於テ組合ノ種類ハ産業別トス
ルヲ可ガリト信スコレ事業ソノモノヲ相互的ニ了解セシムルヲ以
テ其ノコトニ産業別トイフ事例ヘハ鐵道業、運輸業或ハ建築業ノ

如キヲ各一括シテ組合ヲ作ラントスルノ意ナリ

唯タ區域ノ點ニ就イテハ府縣ト言ハンヨリハ寧ロ産業區（産業ノ
見地ヨリ可成地方的ニ區劃ヲナシ地方長官ノ監督ヲ容易ナラシム）
ニ依ツテ制限セントス然シ産業別トスルモ同種ナラハ廣ク聯合ス
ルコトヲ許可スヘシト
カクテ二三幹事ノ查問アリ

午後五時三十分散會ス次同ハ四月一日迄ノ間ニ於テ最モ都合ヨキ
日ヲ定メ副會長ノ臨席ヲ乞ヒテ更ニ審議ヲ續クルコトニ決ス

午後二時ヨリ同四時三十分迄首相官邸ニ幹事會ヲ開ク
 幹事全部出席審議事項左ノ如シ
 高橋委員座長ノ席ニ就ク
 四條幹事ハ農商務省案ヲ固持シテ大要ヲ説明スルコト前回ニ同シ
 川村幹事モ内務省案ニ憑據シテ相讓守ルコト前回ニ意ナラス
 松村幹事ハ前回私案ヲ補足スヘシトテ左ノ如ク述ヘタリ
 一予ハ労働組合ニ關スル幹事會ノ論點ノ主要ナルモノハ左ノ三種
 ナリト信ス
 一労働組合ノ目的事項
 二労働組合ハ産業別トスルカ職業別トスルカ
 三地域團體ヲ認ムルカ否カ
 即チ一ハ廣ク人道的見地ヨリ見ルカ將タ經濟的（産業的）見地ヨ

三月三十一日（水曜）

午後二時ヨリ同四時三十分迄首相官邸ニ幹事會ヲ開ク

幹事全部出席審議事項左ノ如シ 高橋委員座長ノ席ニ就ク

四條幹事ハ農商務省案ヲ固持シテ大要ヲ説明スルコト前回ニ同シ

川村幹事モ内務省案ニ憑據シテ相讓守ルコト前回ニ意ナラス

松村幹事ハ前回私案ヲ補足スヘシトテ左ノ如ク述ヘタリ

一予ハ労働組合ニ關スル幹事會ノ論點ノ主要ナルモノハ左ノ三種
ナリト信ス

一労働組合ノ目的事項

二労働組合ハ産業別トスルカ職業別トスルカ

三地域團體ヲ認ムルカ否カ

即チ一ハ廣ク人道的見地ヨリ見ルカ將タ經濟的（産業的）見地ヨ

リ見ルカトイフユトニ歸スヘシ

由來、労働組合ナルモノハ經濟的見地ヨリ組織セラル、モノ、
如シ或ハ將來於テハ少クトモ經濟的見地ニ基調ヲ据ウヘキニア
ラサルカ

労働組合ノ最モ發達シタル英國ニ於テサヘ當ニ労働組合法ノミナ
ラス労働爭議法及ヒ最低賃銀法等ノ制定アルヲ見ルコレ明カニ人
道の方面ヨリモ産業的方面ニ著眼スヘキヲ暗示スルモノナリト思
フ

(二)ノ場合ニ於テハ英國ノトレイデ、ゴオド等ヲ参照シ産業別ニ
行カントス

(三)ノ場合ニ於テハ労働者ノ激怒ニ流ル、コトヲ防止センガタメニ
地方的單位ヲ原則トシ中央的統一ヲ行ヒタシト思フ要スルニ勞
働團體ハ之ヲ地域的ニ決定シタシ

之ニ對シ

川村幹事ハ「労働者ノ要求ハタ、經濟的見地ノミナラス人間トシ
テ認識セラレシコトヲモ要望スルニ相違ナシ言葉ヲ換ヘテ云ヘハ
労働者ハ物質的ノミナラス精神的ニモ改善セラル、ニアラサレハ
充分ナラス依ツテ産業的一面ニ加フルニ人道的見地ヲ以テセント
ス

此間二三幹事ノ質問アリ

議執レニ決スヘシトモ見エス

是ニ於テ座長高橋委員ハ本日幹事會ニ出席シタル理由ヲ説明シ次
テ左ノ如ク述フ

「幹事會ニ於ケル審議ノ大要ヲ知り且ツ親シク諸君ハ御説ヲ聞ク
ニモハヤ議論ハ盡キタルカ如ク感セラルモハヤ研究的立場ヲ離レ
政治的見地ヨリ判斷ヲ下スヘキ程度ニ達シタルヲ

サレハ次回ハ會長竝ニ副會長ノ出席ヲ請ヒ幹事會ノ意見ヲ述ヘ更ニ留意ナキ政府ノ方針ヲ聞キ其ノ方針ノ下ニ幹事會ニ於テ立案ヲ一ナシ之ヲ委員會ニ提出シテ審議スルヤウニシテハ如何ト

一同コレニ贊シ下條幹事ノ手ニテ兩省案ノ要綱竝ニ松村幹事案ノ概略ヲ摘記スルコトナリ散會ス時ニ四時三十分

五月十九日臨時產業調查會幹事會第五回ニテ永田町首相官邸ニ開ク是ハ日好晴高橋委員各幹事出席開會ニ先々テ特別委員ノ豫選ヲカスコト左ノ如シ

小橋委員
 塚委員
 岡委員
 桑田委員
 中島委員
 和田委員
 山科委員
 副島特別委員
 賀特別委員

五月十九日

午後一時ヨリ臨時產業調查會幹事會第五回ニテ永田町首相官邸

ニ開ク是ハ日好晴高橋委員各幹事出席開會ニ先々テ特別委員ノ豫

選ヲカスコト左ノ如シ

小橋委員

塚委員

岡委員

桑田委員

中島委員

和田委員

山科委員

副島特別委員

賀特別委員

氣賀特別委員

午後二時四十分原會長出席勞働組合法案ノ起草ニ關シ大要左ノ方
針ニ從フヘキコトヲ指示セリ

古來日本ニハ組合ナキヤトイフニ實際ハ多ク存在セリ嘗テ府縣制
ヲ布ク時モアマリニ歐風ヲ模倣シタリシカ爲ニ實際ニ適セサルモ
ノアリテ數次其ノ改正ヲ見タリサレハ組合ヲ認ムルニ當リテモマ
々同様ノコトヲ言ヒ得ヘシ

例ヘハ東京ニ於ケル在來ノ組合ヲ區ハ區市ハ市トシテ組織スルヲ
可トスヘク此等ヲ法律上發達セシメ取ヘテ歐風ニ則リテ新組合ヲ
組織スル要ナカルヘシ然シ古來日本ニアラサリシ工業ニ關シテハ
或ハ之ニ適合スル組合ヲ作ルモ可ナラム
要スルニ組合設立ノ主タル目的ハ現存セルモノヲ發達セシメ之ヲ
保護獎勵シ行クヲ原則トシ新シク起リ來レル工業ニツイテハ例外
ヲ設クルモ差支ナカラム

若シ一勞働團體アリテ東京ニ本部ヲ各府縣ニ支部ヲ置キテ大運動
ヲナサンカソノ勢力ヤ偉大ニシテ國家トシテハ可成リニユシキ
問題ナラム

サレハ若シ全國的ノ組合力設立サレタリトスルモ其ノ聯合ニシテ
弊害アラハ之ヲ禁止スヘク弊害ナシトセハ別ニ禁止スル必要ナカ
ルヘシ

如上ノ案ニヨレハ壓迫、禁止ノ意味モナキ次第ナリ

凡ソ斯カル場合ニハ如何ニスヘキトイフ風ニ考フルハ無益ナリ問
題ノ生シ來タラハ其ノ時適當ニ考察シ從ツテ法律ノ改正ヲナスモ
可ナラスヤ

地域ノ問題ハ最大限度ヲ府縣位トスヘシ

大体以上ノ方針ニヨリテ先ツ原案ヲ作り之ヲ特別委員會ニ附記ス
ルコトトシ散會時正ニ午後四時ナリ

臨時産業調査會

次回ハ五月廿四日（月曜）午後一時ヨリ開會ノコトニ決ス

（一）五月廿三日、臨時産業調査會幹事會、午後一時ヨリ開會シ、出席者、高橋、川村、水田、長席、長席ニ就キ農商務省案ヲ大体ノ骨子トシテ進行シユキテ可ナリヤト衆議ニ問ヘハ各幹事異議ナシ、遂條審議ニ移ルヲ可トスヘシト答フ

先ツ第一條、第二條ニツキ或ハ修辭上或ハ意義上各種ノ意見出テタレトモ結局第一條ヲ第二條トシ、第二條ヲ第一條ト變更スルコトトナリ右二條ノ修正ヲナスコト左ノ如シ

第一條 同種ノ産業又ハ同種若クハ密接ノ關係アル職業ニ従事スル労働者ハ本法ニ依リ労働組合ヲ設立スルコトヲ得

労働者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 労働組合ハ組合員ノ労働條件ノ維持改善其ノ他業務上共ニ關スル事項ニ對シテ必要ノ行動ヲ爲スルコトヲ得

（二）五月廿四日、臨時産業調査會幹事會（第六回）ヲ永田町首相官邸ニ開ク是ノ日雨、高橋委員各幹事（川村幹事缺席）出席。高橋議長席ニ就キ農商務省案ヲ大体ノ骨子トシテ進行シユキテ可ナリヤト衆議ニ問ヘハ各幹事異議ナシ、遂條審議ニ移ルヲ可トスヘシト答フ

五月二十四日

午後一時ヨリ臨時産業調査會幹事會（第六回）ヲ永田町首相官邸ニ開ク是ノ日雨、高橋委員各幹事（川村幹事缺席）出席。高橋議長席ニ就キ農商務省案ヲ大体ノ骨子トシテ進行シユキテ可ナリヤト衆議ニ問ヘハ各幹事異議ナシ、遂條審議ニ移ルヲ可トスヘシト答フ

先ツ第一條、第二條ニツキ或ハ修辭上或ハ意義上各種ノ意見出テタレトモ結局第一條ヲ第二條トシ、第二條ヲ第一條ト變更スルコトトナリ右二條ノ修正ヲナスコト左ノ如シ

第一條 同種ノ産業又ハ同種若クハ密接ノ關係アル職業ニ従事スル労働者ハ本法ニ依リ労働組合ヲ設立スルコトヲ得

労働者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 労働組合ハ組合員ノ労働條件ノ維持改善其ノ他業務上共ニ關スル事項ニ對シテ必要ノ行動ヲ爲スルコトヲ得

臨時産業調査會

同ノ利益ノ保護増進ヲ圖ルヲ以テ其ノ目的トス

午後四時散會、次回ハ五月三十日（月曜）午後二時ヨリ開會スル
コトニ決ス。

五月三十一日ハ各幹事ニ於テ差支アリ幹事會ハ六月三日午後二時
ヨリ開會ノコトニ變更セリ

（以下は縦書きの表形式の記録が続き、内容はほとんど読み取れない）

六月三日（木 曜）

午後二時ヨリ臨時産業調査會幹事會（第 回）ヲ永田町首相官邸
ニ開ク。是ノ日曇、高橋委員各幹事（田中幹事缺席）出席。

第二條以下審議ニ移ル前第一條ノ再修正ヲ爲スコト左ノ如シ

第一條 同種ノ産業又ハ同種ノ職業ニ従事スル労働者ハ本法ニ依
リ労働組合ヲ設立スルコトヲ得

（「労働者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ノ項ハ之ヲ削除ス）

第三條 労働組合ハ法人トス

労働組合ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 労働組合ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り行政官廳ノ
認可ヲ受クヘシ

労働組合ノ區域ハ道府縣ヲ超ユルコトヲ得ス

（同條ノ但シ書ハ之ヲ第五條トナス）

第五條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ前項ノ區域ニ依ラサルコトヲ得

(此間再ヒ疑議ヲ生シ第一條、第二項ニ左記文字ヲ加フルコトトス)

「労働組合ハ組合員五十人以上タルコトヲ要ス」

第六條 労働組合定款ノ變更ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同異アルコトヲ要ス

但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ至ラス

定款ノ變更ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セズ

第七條 労働組合ニハ左ノ役員ヲ置ク

一 組合長 一人

ハ 副組合長 若干人

一 評議員 若干人

(一)ノ間組合員タル者ノ資格ヲ規定スル必要アラントテ「一年以上同一ノ職業ニ従事シタル者」

第八條 (暫ク原案ノママトス) 二十才以上タルコト「」ヲ第二三條ノ所ニ置カントノ議アリ

第九條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ執行ス

副組合長ハ組合長ヲ輔ケ組合長故障アルトキハ之ヲ代表ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應シ並業務及財産ノ状況ヲ監査ス

(コ)ノ間條文ノ排列ニ關シ松村幹事ノ修正案出テ左ノ如ク訂正セラル

第一條 労働者

第二條 同上

第三條 労働組合ノ組合員員労働者ニシテ資格ヲ具備スルコトヲ

要ス

- 一、一年以上同一ノ職業ニ従事シタルコト
- 二、年齢二十以上タルコト

組合員中労働者タラサルニ至リタル時ト雖モ尙一年間組合員タルコトヲ防ケス

第一項ノ資格ヲ具備スル者役員タル時ハ労働者タラサルニ至リタル時ト雖モ會員タルコトヲ得

第四條 労働組合ノ區域ハ道府縣ヲ超ユルコトヲ得ス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ前項ノ區域ニ依ラサルコトヲ得

第五條 労働組合ハ法人トス

労働組合ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 (定款事項ヲココニ入レル)

第七條 労働組合ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り行政官廳ノ

認可ヲ受クヘシ

第八條 労働組合定款ノ變更ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アル

コトヲ要ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

定款ノ變更ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生

セス

第九條 労働組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 組合長 一人
- 一 副組合長 若干人
- 一 評議員 若干人

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第十條 (原案第七條)

第十一條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ執行ス

副組合長ハ組合長ヲ輔ケ組合長故障アルトキ之ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ並事務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

第十二條 (原案第九條第一項)「少クトモ」ノ第二項「何時ニテ

モ」ヲ除ク

一

一

一

一

一

一

一

一

一

六月七日 (月 曜)

午後二時ヨリ臨時産業調査會幹事會 (第^七食回)ヲ首相官邸ニ開ク

是ノ日半晴高橋委員各幹事 (山内、豊島、田中、別府幹事缺席)

出席ス

前數回ニ互リテ審議劑正セラレタ^ル労働組合法案 (第十二條マテ)

ヲ各幹事ニ配布ス

其ノ案ハ別冊ノ如シ (第一號)

斯クテ順次後條ニ就キ審議ヲ進ム

午後六時開會、次回ハ六月十四日午後二時ヨリ開會スルコトニ決

ス

